主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人小野正典、同笠井治、同佐藤博史の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、原判決のいかなる部分が、いかなる判例のいかなる法律判断部分と抵触するかを具体的に主張するものでなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五八年三月八日

最高裁判所第二小法廷

次	圭		牧	裁判長裁判官
良	忠	下	木	裁判官
慶	宜	野	鹽	裁判官
_	梧	崎	宮	裁判官
進		橋	大	裁判官